

議案第 4 3 号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 2 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る感染症等防疫作業手当の特例を廃止するほか、特殊勤務手当の支給要件の見直しを行うため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 446 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「都市魅力部に勤務する」を削る。

第 5 条第 1 項中「保健福祉部に勤務する」を削る。

第 6 条第 1 項中「都市魅力部又は土木部に勤務する」を削る。

第 7 条第 1 項中「都市魅力部に勤務する」を削る。

第 8 条第 1 項中「保健福祉部に勤務する」を削る。

第 9 条第 1 項中「都市魅力部、土木部、下水道部、都市開発部、総務部管財用地課又は教育委員会に勤務する」を削る。

附則第 3 項及び第 4 項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、この条例による改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例附則第 3 項に規定する作業に従事したことにより支給することとなった感染症等防疫作業手当で施行日以後に支給するものの取扱いについては、施行日以後も、なお従前の例による。

(羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年羽曳野市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項を削り、附則第 6 項を附則第 5 項とする。

(羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 施行日前に、前項の規定による改正前の羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例附則第 5 項に規定する作業に従事したことにより支給することとなった感染症等防疫作業手当に相当する報酬で施行日以後に支給するものの取扱いについては、施行日以後も、なお従前の例による。

職員の特種勤務手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(感染症等防疫作業手当)</p> <p>第 4 条 感染症等防疫作業手当は、職員が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(結核接触作業手当)</p> <p>第 5 条 結核接触作業手当は、看護師、保健師その他の職員が、結核患者の検診、治療、看護、指導又は結核菌の検査等に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(死獣処理手当)</p> <p>第 6 条 死獣処理手当は、職員が、死獣の処理作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(有毒、有害物取扱作業手当)</p> <p>第 7 条 有毒及び有害物取扱作業手当は、職員が、野ねずみ等の駆除又は農作物及び果樹園の病虫害の防除のため、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)の定める有毒及び有害物を使用する作業並びに有毒及び有害物を使用する場所において実地指導の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(行旅病人及び行旅死亡人収容護送手当)</p> <p>第 8 条 行旅病人及び行旅死亡人(在宅で死亡した場合を含む。)の収容護送手当は、職員が、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)に基づき、その収容護送作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(土木、建築等工事現場作業手当)</p> <p>第 9 条 土木、建築等工事現場作業手当は、職員が、土木若しくは建築又は林務の工事現場(災害現場を含む。)において、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>(感染症等防疫作業手当)</p> <p>第 4 条 感染症等防疫作業手当は、<u>都市魅力部に勤務する</u>職員が、次に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>(結核接触作業手当)</p> <p>第 5 条 結核接触作業手当は、<u>保健福祉部に勤務する</u>看護師、保健師その他の職員が、結核患者の検診、治療、看護、指導又は結核菌の検査等に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(死獣処理手当)</p> <p>第 6 条 死獣処理手当は、<u>都市魅力部又は土木部に勤務する</u>職員が、死獣の処理作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(有毒、有害物取扱作業手当)</p> <p>第 7 条 有毒及び有害物取扱作業手当は、<u>都市魅力部に勤務する</u>職員が、野ねずみ等の駆除又は農作物及び果樹園の病虫害の防除のため、毒物及び劇物取締法(昭和 25 年法律第 303 号)の定める有毒及び有害物を使用する作業並びに有毒及び有害物を使用する場所において実地指導の業務に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(行旅病人及び行旅死亡人収容護送手当)</p> <p>第 8 条 行旅病人及び行旅死亡人(在宅で死亡した場合を含む。)の収容護送手当は、<u>保健福祉部に勤務する</u>職員が、行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治 32 年法律第 93 号)に基づき、その収容護送作業に従事したときに支給する。</p> <p>2 省略</p> <p>(土木、建築等工事現場作業手当)</p> <p>第 9 条 土木、建築等工事現場作業手当は、<u>都市魅力部、土木部、下水道部、都市開発部、総務部管財用地課又は教育委員会に勤務する</u>職員が、土木若しくは建築又は林務の工事現場(災害現場を含む。)において、次の各号に掲げる作業に従事したときに支給する。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>2 省略</p>

<p>第10条～第13条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 省略</p>	<p>第10条～第13条 省略</p> <p>附 則</p> <p>1・2 省略</p> <p><u>(感染症等防疫作業手当の特例)</u></p> <p>3 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限る。以下同じ。))から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者(以下「新型コロナウイルス感染症患者等」という。))に接して行う作業又はこれに準ずる作業であつて市長が定めるものに従事したときは、感染症等防疫作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。</u></p> <p>4 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円(新型コロナウイルス感染症患者等の身体に接触して行う作業に長時間にわたり従事した場合にあつては、1,500円)とする。</u></p>
--	---

羽曳野市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>附 則 1～4 省略</p> <p>5 省略</p>	<p>附 則 1～4 省略 <u>(パートタイム会計年度任用職員の報酬の特例)</u> 5 <u>特殊勤務手当条例附則第 3 項に規定する作業に従事したパートタイム会計年度任用職員には、同項及び同条例附則第 4 項の規定の例により感染症等防疫作業手当に相当する報酬を支給する。この場合において、第 9 条の規定は適用しない。</u> 6 省略</p>